

令和6年度第2回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和6年5月9日（木）午後3時30分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用計画変更承認申請処理について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価について

4 出席者（在任委員26名中25名）内農業委員出席15名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	加瀬 明	3	平津 清
4	加瀬 芳枝	5	藤ヶ崎 勘兵衛	6	信太 庄一郎
7	高橋 律子	8	宮内 弘	9	加瀬 佳二
10	山口 雅明	11	唐津 茂雄	12	山口 昭彦
13	木内 和夫	14	高木 伸行	15	島崎 隆
16	岩瀬 定雄	17	嶋田 正明	18	野口 英夫
19	向後 繁範	20	多田 秀一	21	関根 弘幸
22	欠 席	23	石毛 清	24	宮内 春雄
25	早船 徳治	26	宮内 一郎		

5 欠席者 議席番号22番鈴木 正明委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
副主査	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

	午後3時30分開会
議 長	それではただいまより、令和6年度第2回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号22番鈴木 正明委員の1名です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号8番 宮内 弘委員

議席番号9番 加瀬 佳二委員 このお二人に議事録署名人

をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇 〇〇〇〇です。申請の地番、地積は常世田町1668番、登記簿地目畑、現況畑、地積204㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道126号線を旭方面に向かい親田町桑田商店の信号を右折し1.5km進み左折し、500m進んだら左折、一つ目の角を右折、そのまま50m進んだ左側です。現在はロータリーがかけられていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、農業をしていないためです。譲受人は、農業経営規模拡大するためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離から

みても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の2

〇〇委員

それでは、順位2番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇〇〇です。譲渡人は、同町同番地〇〇〇〇〇〇です。申請の地番、地積は新町450番1、登記簿地目畑、現況畑、地積1,591㎡の内79.70㎡外1筆合計地積1,668㎡の内85.04㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、県道飯岡松岸停車場線の新町JAちばみどり営農センター入口の信号の右側です。現在はロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、飯岡風力発電所リプレース工事に伴う輸送路用地としての一時貸し付けが終了したため、農業経営を移譲している譲受人に権利を設定します。譲受人は、譲渡人の希望によるためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 1 号の 3

〇〇委員

それでは、順位 3 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は笠上町 5 6 1 3 番、登記簿地目田、現況田、地積 7 2 m²外 6 筆合計地積 6 7 1 m²です。申請地は、農振農用地区域外にあり、場所は、現地調査をしたところ市役所北側道路を海岸沿いに犬吠埼方面に進み、笠上町ちばこうバス停「とんび岩」の右側で、現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲受人は、取得済の土地の隣地で耕作が便利のため、譲渡人は、土地の面積が小さく点在しており耕作ができないため、隣地所有者に購入してもらうとのことです。なお、本件については、令和 6 年 3 月の総会で農地法第 3 条の許可を得て、譲受人が取得した農地の隣接地です。現在はまだその農地は耕作されていない状態ですが、今回の申請地はその隣接地であるため、一体的に耕作ができることが期待でき、また、具体的なスケジュールも示されました。譲受人は、耕作の利便性を高めるため、農地を集約したいとのことです。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 (〇〇委員退席) 順位 4 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 1 号の 4
〇〇委員	それでは、順位 4 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇 〇〇〇〇です。申請の地番、地積は塚本町 4 5 0 番、登記簿地目田、現況田、地積 8 4 2 m²外 1 筆合計地積 1, 5 5 6 m²です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、塚本町青年館の南東のところで J R の踏切を渡った右側です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきまして、譲渡人は、生活拠点が銚子市から遠方で、耕作するのが不可能であり維持管理が困難なためです。譲受人は、自己の所有する農地が近隣にあり、作業効率が良くなるためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 (〇〇委員着席) 順位 5 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 1 号の 5
〇〇委員	それでは、順位 5 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町株式会社

社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇農事組合法人〇〇〇〇理事〇〇〇〇です。申請の地番、地積は栗島町7406番、登記簿地目田、現況田、地積357㎡外56筆合計地積11,808㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、南小川町スーパーカスミから名洗方面に100mほど進み左折し、道なりに100m進んだ右側で、東部土地改良区との間です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、畜産（養豚）経営に専念するため。譲受人は、農業経営の拡大のためとのことです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員

現在耕作されていずヨシが生えているようであるが、耕作可能か。

事務局

耕作するということで、申請されてます。

〇〇委員

田んぼにするということであるが、ヨシが生えている状況で許可の対象なのか。

事務局

申請人は、農地として回復するという申請です。

〇〇委員

確認するのか。

事務局

利用状況調査の際に確認します。また、この会社が、他の土地を求めるときは、全部耕作要件があることから、この農地の耕作状況を確認します。

〇〇委員

来年の今日までに耕作すればよいのか。

事務局

すみやかに耕作することでなければ許可できないとあります。

議 長

ほかにご意見、ご質疑はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第2号と議案第3号は関連がありますので一括議題といたします。

事務局に朗読をお願いします。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

議案第2号順位1番と議案第3号順位1番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の1・議案第3号の1

〇〇委員

それでは、議案第2号順位1番と議案第3号順位1番については関連がありますので一括してご説明申し上げます。まず、議案第2号順位1番についてご説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請です。当初の計画者は、東京都〇〇区〇〇〇〇、申請の地番地積は、西小川町23番、登記簿地目畑、現況畑、地積776㎡の内462㎡です。当初の計画は、貸家住宅2棟を建てる予定で申請地を購入しましたが、転用許可後の詳細な打ち合わせの中で、地元の知人や親類が計画に介入するようになり、やがて年回りや、方違え等の風水にまで拘泥し始め、收拾がつかなくなり現在までそのままになってしまいました。承継計画につきましては、議案第3号順位1番と同一ですから、そちらで説明いたします。

次に議案第3号順位1番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、東京都〇〇区〇〇〇〇です。申請の地番、地積は西小川町23番2、登記簿地目畑、現況畑、地積462㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、西小川町南信号から名洗方面に600m進んだ右側です。現在は、耕作はされていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されなく、第2種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅1棟建築面積151.54㎡です。工期としては令和6年6月20日から令和6年10月10日での予定です。事業に係る資金としては、家族からの貸付証明書と銀行の融資証明書が添付されております。汚水・雑排水については、浄化槽処理後公共側溝へ放流します。雨水は、浄化槽処理後公共側溝へ放流します。隣接農地は譲渡人所有ですので、周辺農地等に係る営農

条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第3号順位2番と順位3番は関連がありますので一括して審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第3号の2

〇〇委員

順位2番と順位3番は関連がありますので一括してご説明申し上げます。本件は、農地法第5条の規定による一時転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、東京都〇〇区〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇外1名です。申請の地番、地積は森戸町561番、登記簿地目田、現況田、地積479㎡の内55㎡外1筆合計地積621㎡の内107㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設建設のための進入路用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に進み、忍町のコンビニから500m先の信号を左折し、100m進み踏切の手前を左折し、30m進んで左折した右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域について指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電施設建設のための進入路として鉄板を25枚107㎡敷きます。工期としては令和6年6月15日から令和6年9月15日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申

議 長

請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

議 長

(なし)

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

議 長

(挙手全員)

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 4 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

〇〇委員

議案第 3 号の 4

それでは、順位 4 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、東京都〇〇区〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、新町 1 1 3 2 番 1、登記簿地目畑、現況畑、地積 2, 1 9 9 m²外 2 筆合計地積 2, 7 6 6 m²です。申請の用途は、風力発電設備修繕の作業場用地です。申請地の場所は、広域農道の三宅の信号から猿田方面に 1 k m 先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、大根の収穫後でした。農地の区分としては、農振農用地区域内です。転用計画につきましては、風力発電設備の修繕のため鉄板敷設サイズ 5 尺 × 2 0 尺 2 6 7 枚、5 尺 × 1 0 尺 1 7 枚です。工期としては許可日から令和 6 年 8 月末日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。本申請地については、農振農用地ではありますが、仮設工作物等 一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められるため、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

議 長

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

議 長

(挙手全員)

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 5 番から 8 番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

〇〇委員

議案第 3 号の 5 ～ 8

それでは、順位 5 番から 8 番は関連がありますので一括してご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市〇〇株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇 〇〇〇〇外 4 名です。申請の地番、地積は、高田町 6 丁目 9 0 8 番、登記簿地目田、現況田、地積 3 5 0 m²外 6 筆合計地積 1, 4 4 9 m²です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい、高田町旧西部支所の先を右折し、4 0 m 先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 1 4 4 枚・パワコン 1 台を設置する予定で、工期としては令和 6 年 6 月 2 0 日から令和 6 年 7 月 2 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されています。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

議 長

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 9 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

〇〇委員

議案第 3 号の 9

それでは、順位 9 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都〇〇区〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、森戸町 4 8 0 番、登記簿地目田、現況田、地積 1, 0 3 1 ㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい、森戸町の信号を左折し踏切を渡り、3 0 m 先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 1 4 4 枚・パワコン 1 台を設置する予定で、工期としては令和 6 年 6 月 2 0 日から令和 6 年 7 月 2 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されています。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

議 長

(なし)

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

議 長

(挙手全員)

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

〇〇委員

順位 10 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
議案第 3 号の 10

それでは、順位 10 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市〇〇株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、松本町 3 丁目 5 8 4 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 9 4 2 m²です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、松本町モン・ベルジェから 20 m 進み左折し、踏切の手前石田ドライセンターのところを右折した左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第 1 種住居地域に指定されており、第 3 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 1 4 4 枚・パワコン 1 台を設置する予定で、工期としては令和 6 年 6 月 20 日から令和 6 年 7 月 20 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

議 長

(なし)

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

議 長

(挙手全員)

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 11 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

〇〇委員

議案第 3 号の 11

それでは、順位 11 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人

は、東京都〇〇区〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、芦崎町2106番、登記簿地目畑、現況畑、地積1,123㎡外1筆合計地積1,407㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、芦崎町カインズホームの信号を右折し、終末処理場を右折し800m進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル180枚・パワコン1台を設置する予定で、工期としては令和6年6月20日から令和6年7月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

議 長

(なし)

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

議 長

(挙手全員)

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位12番と13番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

〇〇委員

議案第3号の12・13

それでは、順位12番と13番は関連がありますので一括してご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市〇〇株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、東京都〇〇市〇〇町〇〇〇〇外1名で

す。申請の地番、地積は、高田町2丁目747番2、登記簿地目畑、現況畑、地積247㎡外2筆合計地積781㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、J A船木出張所の信号を右折し200m進み左折し、100m先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル108枚・パワコン1台を設置する予定で、工期としては令和6年6月20日から令和6年7月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 担当委員の説明が終わりました。

議長 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

議長 (なし)

議長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。

議長 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

議長 (挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議長 順位14番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

〇〇委員 議案第3号の14

それでは、順位14番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市〇〇株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。。申請の地番、地積は、高田町2丁目738番1、登記簿地目田、現況畑、地積786㎡外1筆合計地積1,572㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、J A船木出張所の信号を右折し100m進み

議 長	右折し、100m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル192枚・パワコン1台を設置する予定で、工期としては令和6年6月20日から令和6年7月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。 以上で説明を終わります。 担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
議 長	(なし) ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
議 長	(挙手全員) 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第4号を議題といたします。事務局に朗読を願います。
議 長	(事務局朗読) 事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてでありますので、順位1番から8番について一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。
事務局	議案第4号 それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位1番から8番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。設定者は、〇〇町〇〇〇〇外7名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇〇外6名。申請の地番・地積は、猿田町6973番、登記簿地目田、現況田、地積536㎡外田8筆、畑7筆、合計地積16,096㎡です。その内容ですが、順位1番から2番は、新

議 長

規に10年の賃借権を設定しようとするもので、田6筆、合計地積が6,379㎡です。順位3番は、継続して3年の賃借権を設定しようとするもので、田2筆、合計地積が1,982㎡です。順位4番から5番は、継続して5年の賃借権を設定しようとするもので、畑4筆、合計地積が3,978㎡です。順位6番から7番は、継続して10年の賃借権を設定しようとするもので、畑3筆、合計地積が3,361㎡です。最後に順位8番は、売買により所有権を移転しようとするもので、田1筆、地積が396㎡です。以上順位1番から8番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に規定されている利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

〇〇委員

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

事務局

更新の期間がいろいろであるが、申請者の希望か。

議 長

申請者の希望です。

ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。

議 長

(なし)

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

議 長

(挙手全員)

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第5号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

議 長

(事務局朗読)

事務局の朗読が終わりました。この内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局

議案第5号

令和5年度の最適化活動の目標に対する点検・評価(案)について、ご説明いたします。初めに作成の『趣旨』を申し上げます。農業委員、推進委員が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地の斡旋、農地の定期的な見回り等多岐にわたります。農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は、最適化活動を確実

に実施することが重要であり、その透明性を確保する必要があります。このため、農業委員会は、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表することとされています。決定の方法については、農政部会での協議後、本総会に提案し、総会で決定したものを銚子市のホームページ上で公表します。

では、内容についてご説明いたします。別冊の別紙様式5 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表とA3の別紙様式4 令和5年度の最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価をあわせてご覧ください。

まず、別紙様式5の令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の1ページをご覧ください。農業委員会の状況について、農家数・経営体数・農業者数の数値については、2020農林業センサスの数値を用いております。認定農業者等の部分は農産課からデータ提供を受けたものです。また、耕地面積については令和4年度の耕地及び作付面積統計の数値を用いております。2ページをご覧ください。最適化活動の成果目標、(1)農地の集積です。令和5年度の集積率の目標は集積面積が1,531haで、集積率は61.0%でした。これに対し実績として、令和5年度末の集積面積が1,482ha、集積率は58.8%と目標を達成することはできませんでした。これは、令和4年度末の集積率60.1%より下がってしまいました。理由としては、担い手への農地の集積というのは、認定農業者などの担い手へ農地を集積したものを指しますが、5年ごとの更新の認定農業者を更新しなかった農業者が多数いたため、担い手への集積率が下がったものと思われます。今後も引き続き、農用地利用集積を推進します。次に(2)遊休農地の解消についてです。令和3年度末の遊休農地を5年間で解消することとなっており、令和3年度末の遊休農地面積が377haで、これの5分の1にあたる75haが、解消目標でした。3ページをご覧ください。これに対し、令和5年度の解消実績は5haでした。また、前年度中に発生した新規遊休農地は、その次の年度に全て解消することが目標となっておりましたが、前年度に発生した19.4haの新規発生遊休農地のうち、解消し

たものは1.1haでした。遊休農地が解消された面積は前年度解消実績の8.8haより減ってしまいました。それとともに、新規・再発生もあり全体的に遊休農地は増加傾向にあり、今後も監視・指導を行い、現存する遊休農地の解消と新規発生の防止に努めることとします。続いて、(3)新規参入の促進ですが、令和5年度は、1経営体0.03haの新規参入がありましたが、公表をしていないので、同意・公表面積は0haです。続いて、4ページの最適化活動の活動目標です。1人当たりの月の活動目標日数は10日とし、9月10月11月を活動強化月間と位置づけ、遊休農地の解消や農地の集積を推進しました。実績として、農業委員・推進委員全員の月当たり活動日数の平均は、24期委員は10.17日で25期委員は10.06日でした。5ページをご覧ください。年に1回は新規参入相談会へ参加し、新規参入の促進を推進するという目標を設定しておりましたが、参加はありませんでした。次に、農業委員・推進委員の点検評価結果ですが、国の通知によりaからdの評語が決まっております。aは「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」bは「目標に対して期待を上回る結果が得られた」cは「目標に対して期待どおりの結果が得られた」dは「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」です。活動日数が13日を超えた場合はa、11日以上13日未満の場合はb、10日以上11日未満の場合c、10日未満の場合はdとしました。活動日数の平均は、10.1日でしたので、目標達成状況の評語「c目標に対して期待どおりの結果が得られた。」としました。6ページをご覧ください。農業委員会の事務の実施状況です。改選がありましたので7月に2回総会を開催しました。令和5年度は、農地法許可申請が昨年度と比べて非常に多い年でした。農地法3条の処理件数は、前年度の25件から60件に、農地法4条、5条農地転用の処理件数は、前年度の47件から109件に、どちらも倍以上の申請がありました。違反転用については、前年度と同様です。以上で令和5年度の最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価（案）についての説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この議案につきましては、農政部会で審議されていますので、農政部会
農政部会 長にその審議結果についてご報告をお願いします。

長 本件につきましては、５月２日に開催されました農政部会におきまして、慎重審議いたしました結果、全会一致で原案のとおり決定いたしました。以上です。

議 長 ただいまの事務局説明及び農政部会長の報告に対しまして、ご意見、ご

〇〇委員 質疑等はございませんか。

事務局 遊休農地の解消について、緑区分と黄区分の違いについて説明してほしい。

〇〇委員 黄区分は、重機を使用したり、土地改良をしないと解消できないところ

事務局 です。当農業委員会は、緑区分のみです。

事務局 新規参入相談会への参加がないようであるが、参加をしたほうが良いのではないか。また銚子市としての新規参入に対してどのような方策か。

議 長 新規参入についての具体的な相談については、行政として農産課で行っています。農業委員会では、農地のあっせんの相談を行っています。

議 長 ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

議 長 (なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。

議 長 本件について決定することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

議 長 (挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議 長 議案書の１１ページから１４ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

議 長 (なし)

議 長 以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和６年度第２回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

議 長 本日は、ご苦労様でした。

————— 午後５時１０分閉会 —————

銚子市農業委員会会議規則第１３条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員